

ハッ場ダム水戸地裁判決に対する抗議声明

2009年6月30日

- 1 本日、水戸地方裁判所は、ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下のような理由で原告の請求を退けたものである。

記

- (1) まず、本件判決は、被告茨城県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用权設定申請を取り下げることの差止めを求めた部分は地方自治法242条第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
 - (2) 次に、本件判決は、①ハッ場ダムの利水については茨城県の行った将来の水道需要予測及び水源評価は明らかに不合理であるとはいえない、②治水については治水効果が見込めないことが明らかであるとはいえず、茨城県民の利益を保護できる可能性がある、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるなどダムの効用を全く発揮できないことが明らかであるとは認められないとし、国土交通大臣の納付通知が著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。
- 2 このような本件判決の判断は、本年5月11日の東京地裁判決、6月26日の前橋地裁判決と同様、原告らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政が進める公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようという立場は微塵も感じられず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
 - 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であり、原告らはただちに東京高等裁判所への控訴手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続きたたかい続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会原告団
ハッ場ダムをストップさせる茨城の会弁護団